



復興庁

Reconstruction Agency

新たなステージ 復興・創生へ

令和2年度 税制改正の概要

令和元年12月

復興庁

令和2年度税制改正の概要（復興庁関係部分）

1. 復興特区関係及び福島関係

（1）復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

復興・創生期間後の**復興特区税制**について、次期通常国会において**復興特区法を改正し、対象地域を重点化するための規定を設け、その上で、令和3年度税制改正においては課税の特例を踏まえた適用期限の延長等**を行う。

福島県については、復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、次期通常国会において**福島特措法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設け、その上で、令和3年度税制改正においては課税の特例を踏まえた税制措置を講ずる。**

（※）適用期限や措置率等の特例措置の具体的内容については、復興の進捗状況を踏まえ、令和3年度税制改正において改めて要望を行う。

（2）帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の**3年延長**

避難解除区域等（注）内において、帰還環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の**適用期限の3年延長**

（注）避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域